

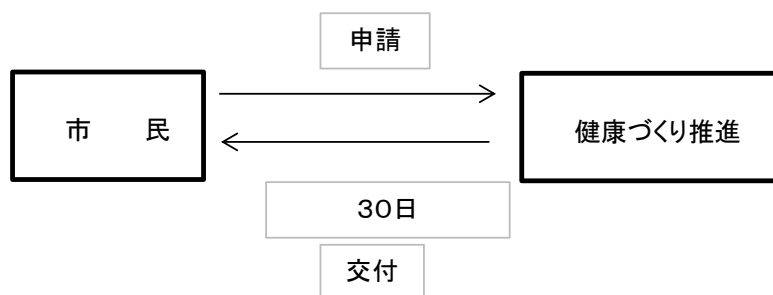
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 139

処 分 名	移送等の承認	
処 分 の 概 要	移送費等の支給を承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第57号)	
条 項	第28条第2項	
所 管 課	健康づくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
審査基準	<p>自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱第6-1(2)(3)を基準とする。</p> <p>松山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第57号) (移送等の承認の手続)</p> <p>第28条 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療又は更生医療のうち、治療材料の支給、施術及び移送に要する費用(以下この節において「移送費等」という。)の支給を受けようとする支給認定障害者等は、移送費等支給申請書(第34号様式)により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、移送費等を支給する必要があると認めるときは移送費等支給承認書(第35号様式)を申請者に交付し、支給しない旨を決定したときは移送費等支給却下通知書(第36号様式)により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により承認された移送費等の請求は、移送費等請求書(第37号様式)により行うものとする。</p> <p>自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱 ※国実施要綱 第6 自立支援医療費の支給の内容 1 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、本要綱第2のとおりであるが、それらのうち治療材料等の取扱いについては、次に定めるとおりとする。 (2)治療材料費は、治療経過中に必要と認められた医療保険適用のものであり、最少限度の治療材料及び治療装具のみを支給するものとし、この場合においては現物給付をすることができるものとする。また、運動療法に要する器具は指定自立支援医療機関において整備されているものであることから支給は認められない。 (3)移送費の支給は、事前に市長に申請をさせ本人が歩行困難等により必要と認められる場合に支給することとする。また、医療保険による移送費を受けることができない者について、受診者を移送するために必要とする最小限の経費を支給することとする。なお、家族が行った移送等の経費については認めない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。